

## スピードスケート国際競技会等 自主参加承認基準

令和6年7月14日改正

### 1. 【目的】

本基準は、スピードスケート及びショートトラックスピードスケートの役員、競技者が公益財団法人日本スケート連盟(以下、「本連盟」という。)を代表して参加する国際競技会以外に、個人の資格で国際競技会に参加を希望する場合、又は海外において合宿、練習を実施する場合に、承認に必要な基準と手続きを定め、安易な参加や事故などの発生を未然に防止することを目的とする。

### 2. 【対象競技会】

ISUに届出された公式競技会のうち、本連盟が特に支障がないと認めた国際競技会とする。

### 3. 【承認の必要条件】

下記(1)および(2)、もしくは(3)のいずれかを満たすこととし、(4)(5)を遵守しなければならない。

- (1) 本連盟スピードスケートバッジテストA級以上を取得している者とする。
- (2) 対象年齢については、スピードスケートはジュニア以上、ショートトラックスピードスケートは13歳以上とする。(いずれも当該年度7月1日現在)
- (3) 上記(1)、(2)の項以外であっても、本連盟強化部の推薦によりスピード部委員会が特に認めた者。
- (4) 競技者は、原則として監督又はコーチの帶同のもとに参加しなければならない。特に18歳未満(申請時点)に参加には、親権者の承諾書提出を条件とする。
- (5) 自主参加の競技者、監督又はコーチは、チームのユニフォームを着用しなければならない。その場合、ISU規程第102条6項の「トレードマーク」に違反しないユニフォームであること。(特に所属名称の大きさ、位置に注意すること。)

※ 国際マスターズ競技会のみ、自主参加条件に定める資格は必要ない。

### 4. 【承認人数の制限】

対象の国際競技会に参加の人数制限のある場合は、これに対応して承認数を制限する。また、申請者多数の場合も承認を制限する。この場合、強化部で協議し、スピード部委員会の承認を得なければならない。

### 5. 【承認申請の手続き】

- (1) 国際競技会への自主参加申請の場合、承認申請は別に定める申請書(スピード部委員会基準<様式D>)により、参加希望の国際競技会開催日の30日前までに本連盟スピード部長に提出する。
- (2) 海外合宿実施届の場合、承認申請は別に定める申請書(スピード部委員会基準<様式E>)により、海外合宿出発日の7日前までに本連盟スピード部長に提出する。

### 6. 【審査、承認の手続き】

- (1) 国際競技会への自主参加申請の場合、申請書の提出後、スピード部委員会において内容の審査を行い、参加に支障がないと認めた場合は事業本部を通じて理事会に具申する。支障がある場合は本連盟スピード部長からその旨通知する。
- (2) 海外合宿の実施申請の場合、スピード部委員会において内容の審議・承認を行う。支障がある場合のみ本連盟スピード部長からその旨を通知する。

## 7. 【承認された申請者の留意事項】

- (1) 参加期間中は、特に選ばれた日本選手としての自覚をもって行動する。
- (2) 参加に必要な手続き及び諸経費の支払いは、各自が責任をもって行う。
- (3) 参加期間中に生じた身体的損傷又は財産的損害に対しては、本連盟は責任を負わない。地域によっては、外務省の海外安全ホームページから渡航先の情報を事前確認しておくこと。  
(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)
- (4) 参加競技会の成績については、責任者または参加競技者が帰国後1週間以内に本連盟スピード部委員会に報告しなければならない。